



ハラスメント相談室だより

1年の締めくくりの12月です。皆さんにとって今年はどうな1年だったでしょうか？ハラスメント相談室だより第8号をお届けします。

- 本学の定義するハラスメントに「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」が追加されます。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、平成29年1月1日から事業主は、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられました。これに伴い本学では、「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント※」を新たなハラスメントとして定義しました。

※大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条3項（平成29年1月1日一部改正）
「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」

教職員又は学生が、妊娠・出産等又は妊娠・出産、育児若しくは介護に関する休業その他の制度若しくは措置の利用を理由として他の教職員若しくは学生又は関係者に不利益又は不快感を与える言動をいう。

なお、これらは派遣職員等、本学と直接雇用関係のない者も対象となります。

例えば以下のような言動は

「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」
になるかもしれません



妊娠したのに仕事辞めないの？

育児休業取るなら後任を補充したいので退職してください

介護なんか他の家族に任せられないの？

子ども産んだら仕事休めていいよねー

男のくせに育児休業とかあり得ない



いかがでしょうか？日頃から、妊娠・出産をした者に対していたわりの心を持って接するとともに、育児休業や介護休業等に関する正しい認識を持ち、働きやすい職場環境を構築していけるようにしたいものですね。

コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメント相談室では、現在7名の専門相談員が相談をお受けしています。専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。



大学での性暴力事件の報道が相次いでいる。加害者が集団である、アルコールが絡んでいる・・・など共通する部分も多いが、その中でも私が気になるのは、人（今回の場合は女性）を「ランク付け」して見ることとの関連だ。

事件取材したルポによると、裁判で被告人の一人は、「仲間の中で女性をモノ、性の対象として見て人格を蔑んでる考え方が根本的にあったと思う。大学に入学してサークルなどで他大学の子と接して、彼女らはアタマが悪いからとか、バカにして、いやらしい目でばかり見るようになり・・・」などと証言したという。また、そのルポでは、被告人たちが普段から、女子学生を所属している大学によって、“カノジョ要員” “友達要員” “コンパ要員” “セックス要員”とランク付けし、ランク外の大学は“ネタ枠”などと差別化していたということも書かれていた。

アメリカのハーバード大学では、男子サッカー部が、女子サッカー部に対するセクハラが理由で謹慎処分を受けることとなった。サッカー部に所属する男子が、女子サッカー部についてセクハラ的なコメントをしたほか、女子の写真を見ながら魅力に基づいて10段階評価をしていたことを同大学の学生新聞が明らかにしたという。こうしてみると、やはりセクハラや性暴力と「ランク付け」の関係はとても強い。そして、厄介なことに、この「ランク付け」から自由になることは難しい。入試、就活、婚活、妊活・・・そして普段の人間関係の中でも、ランク付けとマウンティングだらけだ。自らランク付けにエントリーする人もいれば、「自分の価値を周りの人から決められたくない」と思っているのに勝手にランク付けされてしまっていることもある。いずれにせよ、私たちはあまりにもランク付けに慣らされてしまっている。だからこそ、「このランク付けってどうなの？」と立ち止まって考えることは大切なのではないだろうか。

大阪大学では、「ランク付け」の一つであるミスコンに対し、「環境型セクハラに当たる可能性が高い」という見解が出された。立ち止まって考えるいい機会にしたい。

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029 (セクシュアル・ハラスメント)
06-6850-6006 (アカデミック、パワー・ハラスメント)
吹田地区 06-6879-7169 (ハラスメント全般)
箕面地区 072-730-5112 (ハラスメント全般)

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh

